

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十七号

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第七条第一号中「二百八十七万円」を「二百九十三万円」に、「四百三十二万円」を「四百四十一万円」に改め、同条第二号中「百四十四万円」を「百四十七万円」に改め、同条第三号口中「八万円」を「十万八千五百円」に、「九万六千円」を「十四万六千円」に改め、当該児童が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「大学等修学支援法」という。）第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」という。）を受けられることとなる場合は、その額から当該児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金の月額と大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免の年額を十二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額（以下「大学等修学支援月額」という。）に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に改め、同号二中「四万八千円」を「四万九千五百円」に改め、同条第十一号イ中「若しくは専修学校」の下に「（専門課程を除く。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る母子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 母子就学支度資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（母子就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、母

子就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

第九条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十六条中「第八条第一項」の下に「及び第四項」を加える。

第十七条中「五パーセント」を「三パーセント」に改める。

第十九条第一項中「第八条第一項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第三十一条の三第二項中「第三十一条の六第四項」を「第三十一条の六第五項」に改める。

第三十一条の五第一号中「二百八十七万円」を「二百九十三万円」に、「四百三十二万円」を「四百四十一万円」に改め、同条第二号中「百四十四万円」を「百四十七万円」に改め、同条第三号口中「八万円」を「十万八千五百円」に、「九万六千円」を「十四万六千円」に改め、当該児童が大学等修学支援を受けることができるときは、その額から当該児童が受ける大学等修学支援月額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に改め、同号二中「四万八千円」を「四万九千五百円」に改め、同条第十一号イ中「若しくは専修学校」の下に「（専門課程を除く。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る父子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額。

4 父子就学支度資金又は父子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（父子就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、父子就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

第三十一条の七の表第九條第二項の項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第三十一条の六第四項」を「第三十一条の六第五項」に改める。

第三十三條第二項中「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項」に改める。

第三十六條第一号中「二百八十七万円」を「二百九十三万円」に、「四百三十二万円」を「四百四十一万円」に改め、同条第二号中「百四十四万円」を「百四十七万円」に改め、同条第三号口中「八万円」を「十万八千五百円」に、「九万六千円」を「十四万六千円」に改め、当該児童が大学等修学支援を受けることができるときは、その額から当該児童の被扶養者が受ける大学等修学支援月額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に改め、同号二中「四万八千円」を「四万九千五百円」に改め、同条第十一号イ中「専修学校」を「専修学校（専門課程を除く。）」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、五十九万円）。ただし、当該寡婦の被扶養者が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額。

第三十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 寡婦修学資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（寡婦修学資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、寡婦就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

第三十八条の表第九条第二項の項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項」に改め、同表第二十條の項中「第八條第四項」を「第八條第五項」に、「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項」に改める。

附則第七條第九項中「第九條第二項中「前条第四項」を「同項中「前条第五項」に改め、「第八條第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第八條第四項」を「第八條第五項」に改める。」

附 則

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。  
(施行期日)

(経過措置)

2 この政令による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第八條第四項、第三十一條の六第四項及び第三十七條第四項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付を受けた母子修学資金及び母子就学支度資金、父子修学資金及び父子就学支度資金並びに寡婦修学資金及び寡婦就学支度資金の貸付金のうち、当該資金の貸付けを受けた者又はその者以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが施行日以後に受ける大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第三條に規定する大学等における修学の支援の額に相当する額についても適用する。

3 新令第十七條（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第十八條第二項（新令第三十一條の七及び第三十八條において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）並びに新令第三十一條の七及び第三十八條において準用する場合を含む。）の規定は、新令第十七條（新令第三十一條の七及び第三十八條において準用する場合を含む。）に規定する違約金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第十八條第二項において準用する新令第十七條の規定による徴収金のうち施行日以後の期間に対応するものの額の計算について適用し、当該違約金及び徴収金のうち施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三